

委員長（溝手顕正君） ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、本会議における議案の趣旨説明聴取及び総務大臣の報告並びにこれに対する質疑に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、次のとおり意見が一致いたしました。

すなわち、衆議院から送付されました平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する等の法律案につき、本日の本会議においてその趣旨説明を聴取するとともに、民主党・新緑風会一人十五分の質疑を行うこと。

また、竹中総務大臣から、平成十八年度地方財政計画について報告を聴取するとともに、衆議院から送付されました地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案につき、本日の本会議においてその趣旨説明を聴取することとし、これらの報告及び説明に対し、民主党・新緑風会一人十五分の質疑を行うこと。

以上のとおりであります。理事会の申合せのとおり決定することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

委員長（溝手顕正君） 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。

委員長（溝手顕正君） 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

事務総長（川村良典君） 御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、日程第一 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する等の法律案の趣旨説明でございます。谷垣財務大臣から趣旨説明があり、これに対し、黒岩宇洋君が質疑を行います。

次に、日程第二及び日程第三を一括して議題とした後、竹中総務大臣から、平成十八年度地方財政計画についての報告並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨説明があり、これに対し、高嶋良充君が質疑を行います。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約一時間十分の見込みでございます。

委員長（溝手顕正君） ただいまの事務総長説明のとおり本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

委員長（溝手顕正君） 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。

なお、予鈴は午前九時五十五分、本鈴は午前十時でございます。

暫時休憩いたします。

午前九時四十二分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕